

今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等の感染拡大に備えた
保健・医療提供体制の確認等について

1. 医療提供体制に関する基本的な考え方

（1）基本的な考え方

- 外来医療体制について、各都道府県においては、今夏に想定される感染拡大に備え、管下の幅広い医療機関に対して、一般的な医療機関が診察を行うことを前提として適切な準備を行うとともに、それでもなお診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への適切な案内・紹介等を行うことについて、周知いただきたい。
- 入院医療体制について、各都道府県においては、今夏に想定される感染拡大に備え、管下の入院病床を有する幅広い医療機関に対して、各医療機関における自院での入院受入れを前提とした体制の構築を進めるとともに、それでもなお入院受入れに困難な状況が生じた場合には、入院可能な医療機関へ適切に紹介するよう、周知いただきたい。

（2）地域における医療機関間の役割分担の確認・明確化

- 感染拡大局面において、特定の医療機関に負担が偏らないようにするため、改めて、地域での役割分担の確認・明確化をしておくことが重要である。特に、円滑な入院調整を行うためには、症状悪化の際の転院（いわゆる上り搬送）を担う医療機関、症状軽快の際の転院（いわゆる下り搬送）を担う医療機関、特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者、透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等）の受入れを担う医療機関などの医療機関間の役割分担が重要である。
- 国及び都道府県等は、患者が急激に増加した場合を想定して、消防機関と医療機関との一層の連携強化を図るとともに、必要な病床や機材の確保、診療に必要な医薬品の確保、医師、看護師等の医療従事者の確保等の緊急時における医療提供体制をあらかじめ検討しておくことが重要である。
- 新興感染症の発生・まん延時に、医療機関等情報支援システム（G－M I S）を効率的に活用することができるよう、都道府県においては、日頃から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 第 1 項の規定に基づき、都道府県知事と医療

機関の管理者との間で医療措置協定を締結した医療機関の状況把握等の研修や訓練等に医療機関等情報支援システム（G－M I S）を利用することが重要である。

（３）院内感染対策の徹底

- 院内感染対策については、手指衛生の徹底、適切な个人防护具の着用等の徹底が重要である。

（※）厚生労働省ウェブサイトも参照のこと。

- ・「医療機関における院内感染対策について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000845013.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001271040.pdf>

２．地域住民に対する周知・注意喚起

（１）基本的な感染対策

- 新型コロナウイルス感染症を始めとした急性呼吸器感染症の感染予防には、手洗い・手指消毒、マスクの着用を含む咳エチケット、換気などの基本的な感染対策が有効である。特に、高齢者や一定の基礎疾患を有する者が感染すれば重症化リスクも高まるため、通院や高齢者施設を訪問する時などは、感染予防としてマスクの着用が効果的である。帰省等で高齢者と会う場合や大人数で集まる場合は、感染予防を心掛け体調を整えるようにすることが重要である。

（２）受診相談体制の強化

- 救急車の適時・適切な利用の推進及び救急医療のひっ迫回避の観点から、都道府県等で構築してきた電話等による相談体制（＃7119、＃8000、救急相談アプリ等を活用した相談体制）の活用を図ることが有効であり、当該相談体制について、地域住民に周知することが望ましい。

- 更なる感染拡大が想定される場合には、地域住民に対し、あらかじめ薬機法に基づく承認を受けた医療用抗原定性検査キット（※）や解熱鎮痛薬を用意すること等を周知するとともに、有症状者のうち重症化リスクの低い方に対しては、抗原定性検査キットによる自己検査及び自宅療養を実施いただくよう周知することが望ましい。

（※）抗原定性検査キットは、すべての急性呼吸器感染症の検査に使用できるものではなく、新型コロナウイルス感染症又はインフルエンザの検査を行うことが可能である

ことに留意されたい。)

- 感染拡大局面においては、医療機関等が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めるため受診すること（とりわけ救急外来を利用すること）は、外来ひっ迫の一因となることから、これらを目的とした受診は控えていただくよう、注意喚起することが望ましい。

3. 施設等における対応

急性呼吸器感染症は、学校、社会福祉施設等（高齢者、児童、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設、介護老人保健施設等をいう。以下同じ。）、医療機関等において、大規模な集団感染を起こすことがある。特に、重症化するリスクの高い者が多く利用する社会福祉施設等や医療機関においては、日常の健康管理や環境の向上に努めるとともに、施設等内に急性呼吸器感染症を引き起こす病原体が持ち込まれないようにすることが重要である。

なお、社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告対応については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日付け健発第 0222002 号・薬食発第 022001 号・雇児発第 0222001 号・社援発第 0222002 号・老発第 0222001 号通達）において重要な点をまとめているため、改めて参照いただくとともに、適切に周知いただきたい。

(※) 厚生労働省ウェブサイト参照

- ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001092966.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001092967.pdf>

(1) 高齢者施設等における対応

- 高齢者施設等については、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保するとともに、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の取組を自治体や関係団体の協力の下進めてきたところ。

今後の感染拡大に備え、これまでに構築した医療機関との連携体制等については、引き続き確保いただきたい。

- また、令和 6 年度介護報酬改定において創設された、高齢者施設等における感染症対応力の向上を目的とした「高齢者施設等感染対策向上加算」

(※) の取得を推進することにより、平時における感染対策及び医療機関

との連携体制の確保を更に進めていただきたい。

※ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）の算定要件は下記①～③のとおりであり、高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）の算定要件は下記④のとおりである。このうち、②については、上記のこれまでの新型コロナに係る医療機関との連携体制を引き続き確保していることを算定の要件としている。

①新興感染症への対応として、第二種協定指定医療機関との連携体制を構築していること

②その他の感染症（新型コロナ含む）への対応として、協力医療機関等との連携体制を構築していること

③感染症対策に係る一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が行う感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること

④感染症対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること

○ さらに、高齢者施設等における感染対策については、これまでも徹底していただいているところであるが、「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」や「高齢者施設等における感染対策等について」（令和5年4月18日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）（※）において高齢者施設等における感染対策として重要と考えられる点をまとめているため、改めて周知いただきたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト参照

・「介護現場における感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

・「高齢者施設等における感染対策等について」（令和5年4月18日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001089956.pdf>

（2）障害者施設等における対応

○ 障害者施設等についても、上述の高齢者施設等における対応と同様、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の取組を自治体や関係団体の協力の下進めてきたところ。

今後の感染拡大に備え、これまでに構築した医療機関との連携体制等については、引き続き確保いただきたい。

- また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において創設された、障害者施設等における感染症対応力の向上を目的とした「障害者支援施設等感染対策向上加算」(※)の取得を推進することにより、平時における感染対策及び医療機関との連携体制の確保を更に進めていただきたい。

※ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）の算定要件は下記①～③のとおりであり、障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）の算定要件は下記④のとおりである。このうち、②については、上記のこれまでの新型コロナウイルスに係る医療機関との連携体制を引き続き確保していることを算定の要件としている。

- ①新興感染症への対応として、第二種協定指定医療機関との連携体制を構築していること
- ②その他の感染症（新型コロナ含む）への対応として、協力医療機関等との連携体制を構築していること
- ③感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が行う感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること
- ④感染症対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること

- さらに、障害者施設等における感染対策については、これまでも徹底していただいているところであるが、厚生労働省のホームページ(※)において、障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル等を公表しているため、参考にしていきたい。

(※) 厚生労働省ウェブサイト参照

・「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

(3) 学校における対応

- 学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校においても、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要である。
- 具体的には、感染状況が落ち着いている平時においても、児童生徒等の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や

学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくことが必要である。

- その際、感染症対策を講じたとしても、感染リスクはゼロにはならないということを理解した上で、感染が確認された場合には、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく出席停止等の措置を講じること。その際の判断材料は校長及び学校の設置者の裁量によるが、自宅等で検査を行う場合は、ドラッグストア、インターネット等を通じて広告・販売されている、診断を目的とせず研究用等と称する製品（抗原定性検査キットなど）による検査結果ではなく、薬機法に基づく承認を受けた医療用製品による検査結果を用いること。また、教育委員会と衛生主管部局との連携や、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を構築しておくことが重要である。

4. その他

(1) 検査について

- 行政検査については、新型コロナウイルス感染症を含む感染症全般について、実施主体である都道府県等においてその必要性や範囲等を判断しつつ、実施していただきたい。なお、実施する際には、その実施から結果の把握までを迅速に行うことが重要であるため、検査機関や検査を実施する可能性のある各種施設等と連携を密にさせていただくようお願いする。

(2) 医薬品について

- 新型コロナウイルス感染症等の急性呼吸器感染症の治療薬や対症療法薬として使用される経口抗ウイルス薬、抗菌薬、解熱鎮痛薬、鎮咳薬（咳止め）、去痰薬、トラネキサム酸については、今夏の感染拡大に対応し、必要な患者に医薬品が広く行き渡るよう、以下の点について、周知をお願いしたい。

なお、国としても、必要な患者に医薬品が広く行き渡るよう、医療機関や薬局、卸売販売業者、製造販売業者に対して、円滑な流通への協力を求めていく。

- 医療機関におかれては、
 - ①治療薬や対症療法薬について、需給状況を踏まえて当面の必要量に見合

った適切な在庫を確保することとし、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたい。また、返品を前提とする、過度な注文及び在庫管理を行わないようお願いしたい。

なお、感染症の流行状況によっては、偏在調整等のため、前回納入された製品よりも製造ロットが古いものが納入される可能性がある。その場合であっても、有効期限内の医薬品は品質に問題はないため、明らかに有効期限内に患者に使用される見込みであるにもかかわらず、単に前回納入された製品よりも製造ロットが古いことをもって、納入を拒否することは慎むこと。

- ②治療薬や対症療法薬の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきたい。

○ 薬局におかれては、

- ①治療薬や対症療法薬について、需給状況を踏まえて当面の必要量に見合った適切な在庫を確保することとし、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたい。また、店舗単位でも適切な在庫を確保いただくなど、可能な限り迅速に供給できる体制を整えていただきたい。併せて、返品を前提とする過度な注文及び在庫管理を行わないようお願いしたい。

なお、感染症の流行状況によっては、偏在調整等のため、前回納入された製品よりも製造ロットが古いものが納入される可能性がある。その場合であっても、有効期限内の医薬品は品質に問題はないため、明らかに有効期限内に患者に使用される見込みであるにもかかわらず、単に前回納入された製品よりも製造ロットが古いことをもって、納入を拒否することは慎むこと。

- ②治療薬や対症療法薬の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきたい。
- ③処方された治療薬や対症療法薬について、自らの店舗や系列店舗だけでは供給が困難な場合には、地域の薬局間における連携により可能な限り調整をしていただきたい。

○ 卸売販売業者におかれては、

- ①流行時に追加注文を受ける際には、前回注文により納入された医療機関等在庫を確認した上で、感染症の流行状況を踏まえた患者数等の動向等を勘案した必要量の供給を随時行い、治療薬等の偏在が起こらないよう

配慮していただきたい。

②前年に実績のない医療機関等からの新規注文については、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるものの、新規開業の医療機関等が不利とならないよう最大限配慮していただきたい。

③治療薬や対症療法薬について、需給状況を踏まえて適切な在庫を確保する等、必要な措置を講じていただくとともに、営業所単位でも適切な在庫を確保いただくなど、可能な限り迅速に供給できる体制を整えていただきたい。

○ 医療用医薬品の供給状況（※）を公表しているため、改めて周知いただきたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト参照

・「医療用医薬品供給状況報告」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kouhatsu-iryoku/04_00003.html

○ 対症療法薬については、「医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口（※）」の活用についても、改めて管下の医療機関や薬局に周知いただきたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト参照

・医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口について（令和5年9月29日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/001151654.pdf>

○ ワクチンの供給状況については、「ワクチンの供給状況について（※）」の活用についても、改めて管下の医療機関や薬局に周知いただきたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト参照

・「ワクチンの供給状況について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaaku-kansenshou03/index_00002.html

（3）抗原定性検査キットについて

○ 新型コロナウイルス感染症等の抗原定性検査キットについては、今後、夏の感染拡大に備える観点から、以下の点について、周知をお願いしたい。なお、国としても、必要な患者に抗原定性検査キットが広く行き渡るよう、医療機関や薬局、卸売販売業者、製造販売業者に対して、円滑な流通への協力を求めている。

- 医療機関や薬局におかれては、
- ①一定期間内に必要となる数量を見据えて、必要な数量をあらかじめ計画的に発注いただきたい。
 - ②発注に当たっては、これまでの感染拡大における必要量を踏まえながら、過剰な発注を控えていただきたい。
 - ③供給状況によっては、他社製品の使用についても考慮していただきたい。
 - ④各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況（※）について公表しているため、改めて周知いただきたい。
- （※）厚生労働省ウェブサイト参照
- ・「抗原定性検査キットの各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001584499.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症等の抗原定性検査キットについては、消費者個人がセルフチェック等に使う場合であっても、ドラッグストア、インターネット等を通じて広告・販売されている、診断を目的とせず研究用等と称する製品ではなく、薬機法に基づく承認を受けた医療用抗原定性検査キットを選ぶよう周知いただきたい。